

三朝町告示第 109号

令和 6 年第 7 回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年11月29日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 期 日 令和 6 年12月10日 午前10時

2 場 所 三朝町議会議場

○開会日に応招した議員

森 貴美子
河 村 明 浩
松 原 成 利
能 見 貞 明
山 口 博
遠 藤 勝太郎

小 椋 泰 志
吉 村 美穂子
松 原 茂 隆
石 田 恭 二
藤 井 克 孝
吉 田 道 明

○応招しなかった議員

な し

第7回 三 朝 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第1日）

令和6年12月10日（火曜日）

議事日程

令和6年12月10日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町国民健康保険条例の一部改正）

例月出納検査の結果報告について

日程第4 行政報告

日程第5 陳情の委員会付託

陳情第17号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について

陳情第18号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情

日程第6 議案第70号 専決処分の承認について（令和6年度三朝町一般会計補正予算（第5号））

日程第7 議案第71号 令和6年度三朝町一般会計補正予算（第6号）

日程第8 議案第72号 令和6年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第73号 令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第74号 令和6年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第75号 令和6年度三朝町水道事業会計補正予算（第5号）

日程第12 議案第76号 令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第77号 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

日程第14 議案第78号 町営土地改良事業計画について

日程第15 議案第79号 町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

て

- 日程第16 議案第80号 鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更
に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告

報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町国民健康保険条例の
一部改正）

例月出納検査の結果報告について

- 日程第4 行政報告

- 日程第5 陳情の委員会付託

陳情第17号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時
間労働是正を求める意見書採択の陳情について

陳情第18号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防
止するための法整備等を求める意見書提出の陳情

- 日程第6 議案第70号 専決処分の承認について（令和6年度三朝町一般会計補正予算（第5
号））

- 日程第7 議案第71号 令和6年度三朝町一般会計補正予算（第6号）

- 日程第8 議案第72号 令和6年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第9 議案第73号 令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第10 議案第74号 令和6年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）

- 日程第11 議案第75号 令和6年度三朝町水道事業会計補正予算（第5号）

- 日程第12 議案第76号 令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第13 議案第77号 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及
び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

- 日程第14 議案第78号 町営土地改良事業計画について

- 日程第15 議案第79号 町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法につい
て

日程第16 議案第80号 鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更
に関する協議について

出席議員（12名）

1 番 森 貴美子	2 番 小 椋 泰 志
3 番 河 村 明 浩	4 番 吉 村 美穂子
5 番 松 原 成 利	6 番 松 原 茂 隆
7 番 能 見 貞 明	8 番 石 田 恭 二
9 番 山 口 博	10 番 藤 井 克 孝
11 番 遠 藤 勝太郎	12 番 吉 田 道 明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 新 寛 主事 菅 田 知 佳

説明のため出席した者の職氏名

町長	松 浦 弘 幸	副町長	赤 坂 英 樹
教育長	西 田 寛 司	総務課長	矢 吹 和 美
地域振興監	青 木 大 雄	会計管理者	山 中 恵 子
財政課長	吉 田 栄 治	町民課長	山 口 良 輔
建設水道課長	藤 井 和 正	福祉課長	岩 山 裕 和
観光交流課長	藤 井 紀 好	農林課長	山 本 達 哉
総務課参事	竹 本 将 樹	企画健康課参事	米 田 真
建設水道課参事	松 村 倫 明	教育総務課長	角 田 正 紀
社会教育課長	谷 川 篤 志	図書館長	毛 利 純

午前 10 時 03 分開会

○議長（吉田 道明君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 7 回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともにございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 道明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118 条の規定により、1 番、森貴美子議員、2 番、小椋泰志議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（吉田 道明君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 18 日までの 9 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 18 日までの 9 日間と決定いたしました。

9 日間の日程につきましては、お手元に配付している日程予定表のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、9 日間の日程は、日程予定表のとおりと決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（吉田 道明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告第 8 号、議会の委任による専決処分の報告について（三朝町国民健康保険条例の一部改正）、町長から報告を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） おはようございます。

報告案件について申し上げます。

報告第 8 号、三朝町国民健康保険条例の一部改正についての専決処分につきましては、関係法令の一部改正に伴い、参照する法令の項中番号のずれを修正する改正を行いましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、本議会に報告するものでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（吉田 道明君） 進行いたします。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から、令和 6 年 9 月分、10 月分の結果報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

日程第 4 行政報告

○議長（吉田 道明君） 日程第 4、行政報告を行います。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 行政報告を申し上げます。

10 月 17 日、18 日と、徳島県町村会と鳥取県町村会の災害時応援協定に基づく交流事業として、徳島県から東みよし町をはじめ 7 町村の防災担当課が来県され、中部 4 町の防災担当課と共に、防災施設の視察や情報交換を行いました。平成 28 年の鳥取県中部地震では、徳島県町村会からの応援を受けておりますが、今後も交流事業を重ね、災害時における連携強化を図ってまいります。

次に、10 月 27 日、28 日と、福島県会津若松市で開催された日本遺産フェスティバルに三朝町日本遺産活用推進協議会と共に参加し、三朝町の日本遺産を全国に向けて PR してまいりました。今後も継続して、資源の磨き上げと情報発信に努め、事業に取り組んでまいります。

最後に、11 月には、台湾から台中市政府民政局関係者の皆様、石岡区長様、石岡国民中学校生徒の皆様、フランス国ラマルー・レ・バン町からは 11 年ぶりに視察団の皆様をお迎えし、交流事業を通して友好を深めることができました。来年にはラマルー・レ・バン町の中学生が本町への訪問を実現したいと聞いており、今後も交流を重ね、一層、絆を深めてまいりたいと思っております。

以上、行政報告といたします。

日程第 5 陳情の委員会付託

○議長（吉田 道明君） 日程第 5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第 17 号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情については、総務教育常任委員会に付託いたします。

陳情第 18 号、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情は、産業民生常任委員会に付託いたします。

日程第 6 議案第 70 号 から 日程第 16 議案第 80 号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第 6 から日程第 16 までの 11 件の議案を一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第 6 から日程第 16 まで、すなわち議案第 70 号から議案第 80 号までの 11 件の議案を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期定例会に提案いたしました令和 6 年度の補正予算案等 11 件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第 70 号、令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 5 号）についての専決処分について、概要を申し上げます。

この補正予算では、本年 11 月 9 日、衆議院が解散されたことに伴い、10 月 27 日の投開票となる日程が決定されたことを受け、この選挙事務に速やかに取りかかる必要がありましたので、県支出金を財源として所要の額を計上したものでございます。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ 1,297 万 5,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 70 億 4,828 万 2,000 円としたものでございます。

よろしく御審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

議案第 71 号、令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 6 号）について、概要を申し上げます。

まず、物価高騰等の対策でございます。飼料価格高騰等に加え、和子牛価格の急落の影響を受けている和牛繁殖農家を支援するほか、給食費単価上昇による保護者の負担を軽減する等必要な措置を講ずるものです。

次に、現在進めております日帰り入浴等施設整備につきまして、民間事業者による施設の設計、建設、運営を一括して委託する方式を導入するために必要となる費用を計上するものです。また、本年４月の降ひょうによる被害や大量発生した果樹カメムシ類の被害を受けた梨生産者を支援するなど、必要な措置を講ずることとしております。

以上が今回の補正の主な内容でございますが、これらの財源につきましては、国・県支出金、基金繰入金等の調整を行うこととし、今期補正予算では、歳入歳出それぞれ１億７,９８１万４,０００円を減額し、補正後の予算の総額を６８億６,８４６万８,０００円とするものでございます。また、１事業につきまして繰越明許費の設定をするほか、３事業につきまして債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第７２号、令和６年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、事業の決算見込み等により、財源と併せて所要の調整を行ったものでございます。

議案第７３号、令和６年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、温泉配湯設備の管理に必要な費用を計上するほか、次年度の施設保守管理業務の円滑な発注及び契約を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第７４号、令和６年度三朝町財産区特別会計補正予算（第１号）につきましては、小鹿財産区におきまして搬出間伐事業等が行われましたので、所要の調整を行うものです。

議案第７５号、令和６年度三朝町水道事業会計補正予算（第５号）につきましては、決算見込みにより施設の保守管理費等を増額するなど、所要の調整を行うほか、次年度の施設保守管理業務の円滑な発注及び契約を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第７６号、令和６年度三朝町下水道事業会計補正予算（第３号）につきましては、決算見込みにより所要の調整を行うほか、次年度の施設保守管理業務の円滑な発注及び契約を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第７７号、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則に基づき、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うものでございます。

議案第７８号、町営土地改良事業計画につきましては、令和７年度から三朝町大瀬地内において土地区画整理事業を行うに当たり、計画の概要を定めるものでございます。

議案第７９号、町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法につきましては、議案第７８号の町営土地改良事業における、経費の賦課基準並びにその徴収時期及び方法

について定めるものでございます。

議案第 80 号、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更に関する協議につきましては、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、同組合規約の一部変更する協議をすることについて、本議会の議決をいたさうとするものでございます。

以上、今期定例会に提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

すみません、訂正します。

議案第 70 号で、衆議院解散について、11 月 9 日と申しましたが、10 月 9 日の間違いです。訂正いたします。

○議長（吉田 道明君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第 70 号、専決処分の承認について（令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 5 号））、議案第 71 号、令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 6 号）について、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第 70 号、令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について御説明申し上げます。

議案書は 9 ページを御覧いただきたいと思います。今回の補正額につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,297 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 70 億 4,828 万 2,000 円としたものでございます。

補正の内容につきましては、14 ページでございます。先ほどの町長の提案にもありましたが、10 月 9 日、衆議院が解散し、10 月 27 日の投開票の日程が決定されました。この選挙に速やかに取りかかる必要がありましたので、選挙に係る費用を所要の額計上したもので、財源につきましては全額県支出金でございます。

以上が令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 5 号）の概要でございます。

続きまして、議案第 71 号、令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。

議案書は 21 ページでございます。今回の補正額につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,981 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 68 億 6,846 万 8,000 円とするものでございます。

今期補正では、全体を通して、決算見込み及び鳥取中部ふるさと広域連合の予算の補正に伴い、それぞれの費目において調整を行うこととしております。

それでは、各事業の決算見込み以外のものにつきまして、主な内容を歳出から御説明申し上げ

ます。

まず30ページ、総務費の一番上、温泉を活用した健康まちづくり事業でございます。日帰り入浴等施設整備につきまして、民間事業者による施設の設計、建設、運営を一括して委託する、いわゆるDBO方式を導入するため、委託業者の選定に使用する要求水準書の作成業務等に必要な費用を計上し、併せて繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、31ページ中ほど、衛生費の水道事業会計補助金及び次のページ、一番下、土木費の下水道事業会計補助金でございます。水道事業及び下水道事業は企業会計へ移行しておりますが、安定した事業運営を推進するため、経営支援を行う等所要の調整を行うものでございます。

続きまして、32ページ中ほど、農林水産業費でございます。水田農業サポート事業では、飼料作物導入のための機械整備について実績見込みによる調整を行うほか、現計画内容を前倒しして機械を導入するものです。また、本年4月の降ひょうによる被害を受けた梨生産者や、大量発生した果樹カメムシ類の被害を減らすために追加防除を行った梨生産者に対し、農薬等の経費の一部を支援するなど、営農継続及び営農意欲の向上を図るものです。そのほか飼料価格高騰に加え、和子牛価格の急落により、和牛繁殖農家等の経営環境が急激に悪化していることから、緊急的に経営支援を行うとともに、良質な和子牛生産への取組を支援するものでございます。その下、商工費、為替相場の急激な変動の影響を受けている町内事業者に対し、新規借入額に係る利子負担について県と連携して支援し、経営の維持、安定を図るものでございます。また、香港定期便の就航に伴い、中部地区へのインバウンド誘客を進めるため、香港の旅行会社に対して、1市4町で誘客醸成の取組を支援する経費を計上するものでございます。

続きまして、33ページ、教育費、小学校施設整備事業につきましては、新校舎建設工事等の実績見込みによる調整を行うほか、同工事に伴う近隣住民への事後の地盤変動影響調査に必要な費用を計上するものでございます。その下、名勝史跡等総合活用整備事業ですが、三徳山災害復旧工事につきまして、入札不調に伴い、別工法による災害復旧工事費の設計、積算を行い、国・県に再協議するため必要となる費用を計上するものでございます。また、米の価格高騰の影響により給食費単価が上昇したことに伴い、保護者負担を軽減するため、米価増額分を補助する等必要な措置を講ずるものです。

続きまして、歳入でございます。28ページから29ページを御覧ください。歳出で説明いたしました各事業等の財源につきましては、国・県支出金、基金繰入金、町債等について、それぞれ所要の調整を行うこととしております。このほか、今期の補正では、戻っていただきまして25ページ、3表のとおり、3事業につきまして債務負担行為を設定するものでございます。

以上が令和6年度三朝町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第72号、令和6年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、岩山福祉課長。

○福祉課長（岩山 裕和君） 議案第72号、令和6年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明します。

議案書の39ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加して、予算の総額を12億3,071万円とするものです。

初めに、歳出について42ページを御覧ください。総務費では、介護認定審査に係る中部ふるさと広域連合負担金を増額しております。保険給付費の介護サービス諸費に関しましては、実績見込みの増減により各サービス間での調整を行っておりますが、総額としての増減はありません。

歳入につきましては、国、県、町の負担割合により増額し、歳出の財政調整基金積立金を増額して全体の端数を調整しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第73号、令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第3号）、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第73号、令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書は43ページからですが、初めに48ページ、お願いします。債務負担行為について、令和7年度の温泉配湯施設保守管理業務委託を令和7年4月1日から業務開始したいため、28万5,000円を計上したいものでございます。

1ページ進んでいただき、49ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をよろしくお願いいたします。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ79万2,000円を増額し、総額を3,448万4,000円とするものでございます。

50ページお願いします。下表の歳出説明欄の温泉配湯施設管理経費につきましては、6号源泉に配湯ポンプが2台設置しており、1台は9月補正で承認をいただき、取替えを行いました。もう一方の配湯ポンプも状態があまりよくないため、事前に配湯ポンプ1台を購入しておきたいものでございます。財源につきましては、財政調整基金からの繰入れを予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第74号、令和6年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）、

吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第 7 4 号、令和 6 年度三朝町財産区特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案書は 5 3 ページでございます。今回の補正につきましては、小鹿財産区勘定において、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 6 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 2 3 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、5 7 ページでございます。小鹿財産区におきまして、町行造林地における搬出間伐事業等が行われましたので、縁故使用者である集落に土地使用等収益権者交付金を交付するなど、所要の調整を行うものでございます。

以上が令和 6 年度三朝町財産区特別会計補正予算（第 1 号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第 7 5 号、令和 6 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 5 号）、議案第 7 6 号、令和 6 年度三朝町下水道事業会計補正予算（第 3 号）、議案第 7 7 号、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第 7 5 号、令和 6 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

議案書は 5 9 ページからでございますが、6 1 ページをお願いいたします。第 2 条、収益的收入及び支出につきまして、収入の第 2 款簡易水道事業収益を 1, 5 5 7 万 1, 0 0 0 円増額し、7, 1 8 8 万 9, 0 0 0 円とし、支出の第 2 款簡易水道事業費用を 2 2 9 万 5, 0 0 0 円増額し、6, 7 8 8 万 9, 0 0 0 円に、また第 3 条、資本的收入及び支出につきましては、収入の第 2 款簡易水道事業資本的收入を 1 6 万 3, 0 0 0 円増額し、1, 7 8 3 万 8, 0 0 0 円に、支出の第 2 款簡易水道事業資本的支出を 1 6 万 3, 0 0 0 円増額し、1, 8 8 6 万 3, 0 0 0 円としたいものでございます。

ページを進んでいただき、6 2 ページをお願いします。第 4 条、債務負担行為の補正につきましては、令和 7 年度の上水道施設保守管理業務及び簡易水道施設保守管理業務を令和 7 年 4 月 1 日から業務開始したいため、それぞれ 3 8 9 万 4, 0 0 0 円及び 1, 5 7 0 万 8, 0 0 0 円を計上したいものでございます。

収入及び支出の詳細につきましては、7 1 ページをお願いいたします。収益的收入及び支出のうち、収入の簡易水道事業一般会計補助金として 1, 5 8 8 万 9, 0 0 0 円を増額したいものでございます。これは、年度内の支払いに必要な現金が不足することが見込まれるため、一般会計から

補助金として支援を受け入れるものでございます。その下、簡易水道事業の消費税及び地方消費税還付金及び、支出の消費税及び地方消費税につきましては、令和6年度の決算見込みにより所要の調整を行うものでございます。

支出の簡易水道事業施設保守管理委託料につきましては、配水池清掃施設の追加など、決算見込みにより増額したいものでございます。

続きまして、72ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入の簡易水道事業一般会計支出金及び、支出の企業債償還金につきましては、令和6年度償還額が確定したことによる調整、また収入の工事負担金及び企業債につきまして、配水施設改良事業の財源として県工事等に伴う移転工事を予定していましたが、急を要する簡易水道配水管布設替え工事を実施するため、所要の調整を行うものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第76号、令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書は73ページからでございますが、75ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款下水道事業収益を992万4,000円増額し、2億3,870万2,000円に、第3条、資本的収入及び支出の第2款集落排水処理事業資本的収入及び支出をそれぞれ4,000円増額し、収入を6,250万4,000円、支出を6,560万4,000円としたいものでございます。

76ページをお願いいたします。第4条、債務負担行為の補正につきましては、令和7年度の公共下水道マンホールポンプ施設及びポンプ場保守点検業務及び集落排水マンホールポンプ施設保守点検業務を令和7年4月1日から業務開始したいため、それぞれ382万1,000円及び196万2,000円を計上したいものでございます。

収入及び支出の詳細につきましては、84ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、収入の下水道事業一般会計補助金として1,151万1,000円を増額したいものでございます。これは、年度内の支払いに必要な現金が不足することが見込まれるため、一般会計から補助金として支援を受けるものでございます。その下、集落排水事業の消費税及び地方消費税還付金につきましては、令和6年度の決算見込みにより所要の調整を行うものでございます。資本的収入及び支出のうち、集落排水事業の一般会計支出金及び企業債償還金につきましては、下水道事業と集落排水事業会計を地方公営企業法の規定の一部適用に変更したことに伴い、企業債償還額を再計算した結果による所要の調整でございます。以上でございます。

続きまして、議案第77号、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事

監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

令和7年4月1日施行の水道法施行令及び水道法施行規則に基づき、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の改正と併せて、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されたことによる改正を行うものでございます。

主な改正点は、各教育課程で対象となる課程の改正、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数の改正でございます。施行日は令和7年4月1日とし、第4条第6号の登録講習の所管改正につきましては、公布の日から施行することとしています。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第78号、町営土地改良事業計画について、議案第79号、町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、山本農林課長。

○農林課長（山本 達哉君） 議案第78号、町営土地改良事業計画について説明申し上げます。

議案書91ページを御覧いただきたいと思います。大字大瀬地内におきまして、生産性及び作業効率の向上や担い手への農地集積の促進を図るため、農地耕作条件改善事業を来年度から3か年間で実施するものでございます。土地改良法第96条の2第2項の規定によりまして、あらかじめ市町村議会の議決を得る必要がありますので、よろしくお願いいたします。

工事の概要につきましては、議案説明資料を御覧いただきたいと思います。色塗りをしてありますが、わかとり大橋北詰の町道大瀬本泉線より西側の範囲で整備をすることにしております。地区面積は2.6ヘクタール、区画整理の面積は2.1ヘクタール、用水路が0.3キロ、排水路が0.49キロ、農道整備が0.61キロということで、総事業費は1億1,497万5,000円を予定いたしております。以上でございます。

続きまして、議案第79号、町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について説明申し上げます。

議案書93ページを御覧いただきたいと思います。先ほど説明いたしました土地改良事業に伴いまして、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条第2項の規定によりまして、それぞれの賦課基準並びにその徴収の時期、方法について承認を求めるものでございます。

経費の賦課基準を事業費の15%以内、徴収の時期は各年度ごとに、3月31日までの間としております。徴収の方法は金銭として、三朝町税条例の例によるということとして承認を求めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第80号、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び

同組合規約の変更に関する協議について、矢吹総務課長。

○総務課長（矢吹 和美君） 議案第 8 0 号、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更に関する協議について御説明を申し上げます。

議案書は 9 5 ページ、9 6 ページでございます。鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務に学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務を追加し、規約を変更することについて、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、本議会の協議をお願いをするものです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（吉田 道明君） 以上で本日の日程は終了しました。

明日は、午前 1 0 時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前 1 0 時 4 2 分散会
